

茨城県 食の安全・安心確保アクションプラン

● 平成25年度～平成27年度 ●

平成25年3月
茨 城 県

目次

〇アクションプランの概要等	1
---------------	---

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保	
1 生産段階における安全性の確保	3
(1) 安全な農産物の生産	3
(2) 安全な畜産物の生産	7
(3) 安全な水産物の生産	10
(4) 農林水産物の出荷等の規制	14
2 製造・加工段階における安全性の確保	15
(1) 食品営業施設等に対する監視指導	15
(2) 高度な衛生管理手法の普及啓発	16
(3) 食品営業者による自主衛生管理の推進	17
(4) 給食施設における衛生管理の推進	21
3 流通・販売段階における安全性の確保	23
(1) 県内流通食品の安全性の確保	23
(2) 不良食品等の自主回収	28
(3) 無承認無許可の医薬品成分を含む健康食品等の流通防止	29
(4) 安全な食肉流通の確保	30
(5) 輸入食品の安全性の確保	31
4 消費段階における安全性の確保	33
(1) 食品衛生の普及啓発	33
5 調査研究等の推進	35
(1) 調査研究の推進及びその成果の普及	35
2 食品に関する正確な情報の提供	
1 適正な食品表示の普及	38
(1) 食品表示に関する普及啓発	38
(2) 食品関連事業者の表示適正化に係る取り組みへの支援	43
2 トレーサビリティシステムの促進	44
(1) 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの促進	44
3 食品の安全性に関する情報の収集及び提供	45
(1) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供	45
(2) 市町村等と連携した情報の収集及び提供	52
(3) 食品安全相談体制の充実	55
3 県、食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立	
1 施策の提案制度の普及	57
(1) 施策の提案制度の普及	57
2 相互理解の促進	58
(1) リスクコミュニケーションの推進	58
3 食育の推進	61
(1) 食品の安全性に関する知識の習得と実践	61
4 地産地消の推進	65
(1) 地産地消の推進	65
5 認証制度等の普及	69
(1) 特別栽培農産物の認証	69
(2) いばらきハサップの認証	70
6 健康危機管理体制の整備	71
(1) 健康危機管理体制の整備	71

アクションプランの概要等

1 概 要

このアクションプランは、「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づき平成21年12月に策定した「茨城県食の安全・安心確保基本方針」の具体的な行動計画です。

食品の総合的な安全対策を図るため、生産から消費に至る各段階において、県、食品関連事業者及び県民が今後3年間に進める施策示すものです。

アクションプランの計画期間中、食品の安全確保に関して社会状況の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うなど、的確な対応を図ることといたします。

なお、現計画期間が、平成24年度で終了することから、次年度以降の行動計画を策定いたします。

2 計画期間

平成25年度～平成27年度（3年間）

3 構 成

基本方針の体系に沿って施策を策定するとともに、各施策ごとに目標等を設定し、その目標等を達成するために講じる施策や事業及び取り組みの現状、課題、施策、施策の効果、指標の設定等を記載しています。

4 推 進

県、食品関連事業者及び県民は、それぞれの責務と役割を認識し、協働（連携・協力）しながらこのアクションプランを推進するものとします。

5 進行管理

- (1) このアクションプランの推進に当たっては、「茨城県食の安全・安心対策連絡会議」が施策や事業及び取り組みの精査並びに目標達成度の進行管理を行います。
- (2) このアクションプランの推進に当たっては、「茨城県食の安全・安心委員会」の評価・助言を受けたうえで、公表いたします。

アクションプランの体系

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

・食品の生産から消費に至る各段階における、食の安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

1 生産段階における安全性の確保	(1) 安全な農産物の生産 (2) 安全な畜産物の生産 (3) 安全な水産物の生産 (4) 農林水産物の出荷等の規制
2 製造・加工段階における安全性の確保	(1) 食品営業施設等に対する監視指導 (2) 高度な衛生管理手法の普及啓発 (3) 食品営業者による自主衛生管理の推進 (4) 給食施設における衛生管理の推進
3 流通・販売段階における安全性の確保	(1) 県内流通食品の安全性の確保 (2) 不良食品等の自主回収 (3) 無承認無許可の医薬品成分を含む健康食品等の流通防止 (4) 安全な食肉流通の確保 (5) 輸入食品の安全性の確保
4 消費段階における安全性の確保	(1) 食品衛生の普及啓発
5 調査研究等の推進	(1) 調査研究の推進及びその成果の普及

2 食品に関する正確な情報の提供

・県民が食品を選択するうえで、判断に必要な情報の提供を推進します。

1 適正な食品表示の普及	(1) 食品表示に関する普及啓発 (2) 食品関連事業者の表示適正化に係る取り組みへの支援
2 トレーサビリティシステムの促進	(1) 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの促進
3 食品の安全性に関する情報の収集と提供	(1) 食品の安全性に関する情報の収集と提供 (2) 市町村等と連携した情報の収集及び提供 (3) 食品安全相談体制の充実

3 県、食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立

・県民の食品に対する信頼を確保するため、県、食品関連事業者及び県民が相互理解を深める取り組みを推進します。

1 施策の提案制度の普及	(1) 施策の提案制度の普及
2 相互理解の促進	(1) リスクコミュニケーションの推進
3 食育の推進	(1) 食品の安全性に関する知識の習得と実践
4 地産地消の推進	(1) 地産地消の推進
5 認証制度等の普及	(1) 特別栽培農産物の認証 (2) いばらきハサップの認証
6 健康危機管理体制の整備	(1) 健康危機管理体制の整備

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

1 生産段階における安全性の確保

- (1) 安全な農産物の生産
- (2) 安全な畜産物の生産
- (3) 安全な水産物の生産
- (4) 農林水産物の出荷等の規制

2 製造・加工段階における安全性の確保

- (1) 食品営業施設等に対する監視指導
- (2) 高度な衛生管理手法の普及啓発
- (3) 食品営業者による自主衛生管理の推進
- (4) 給食施設における衛生管理の推進

3 流通・販売段階における安全性の確保

- (1) 県内流通食品の安全性の確保
- (2) 不良食品等の自主回収
- (3) 無承認無許可の医薬品成分を含む健康食品等の流通防止
- (4) 安全な食肉流通の確保
- (5) 輸入食品の安全性の確保

4 消費段階における安全性の確保

- (1) 食品衛生の普及啓発

5 調査研究等の推進

- (1) 調査研究の推進及びその成果の普及

アクションプラン1-1

GAP手法による農産物の安全確保の推進

● 現 状 ●

国は、環境保全型農業の推進、農作業安全対策の一層の徹底等、法の基本理念の実現のためには農業生産工程管理（GAP）の取組を奨励することが有効とし、平成22年4月に食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を作成。

県はガイドラインに則ったGAPを推進するために、茨城県GAP規範を策定することとし、研修会の開催や、導入・実践に必要な経費の支援、産地への専門家の派遣などによりGAPを推進している。

● 課 題 ●

現在、各産地にGAP手法の紹介や、その必要性について啓発・普及を行うほか、導入・実践に対する支援等を行いGAPを推進しているが、食の安全を脅かす様々な事故を未然に防止する観点から、一層推進する必要がある。

● 施 策 ●

平成18年度に設置した「いばらき農産物安全対策推進会議」で茨城県GAP規範を策定し、産地への普及を図る。

この他、民間の専門機関による「生産管理アドバイザー派遣」、GAP手法に関する研修会の開催、GAPの導入や実践に係る支援を行いGAPを推進する。

● 施策の効果 ●

農産物生産上のリスク管理が徹底され、安全な農産物の供給につながる。

● 実施主体 ●

エコ農業推進室

● 指標の設定 ●

指標内容	GAP手法導入により適正な生産管理を実施する生産農家数の拡大
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	1,961戸
目標（値）	3,500戸

アクションプラン1-2

農薬の適正な使用の推進

● 現状 ●

- ・農薬を適正に使用し、安全な農産物の生産を行うためには、農薬使用者に対する指導や情報の周知を図る必要がある。
- ・農薬の適正な使用について助言を行う農薬適正使用アドバイザーを平成 15 年以降 1,527 名育成した。
- ・アドバイザーや生産者等を対象とした研修会を年 2 回開催するほか、農薬適正使用の啓発チラシを作成し、農家に配布している。

● 課題 ●

農薬適正使用や農薬取締法についての正しい知識が末端の生産者まで伝わりにくく、農産物の収去検査において農薬残留基準値を超過する事案が依然として発生している。

● 施策 ●

- ・農薬適正使用アドバイザーの育成、認定の推進
- ・生産者、農薬販売者、市場担当者等に対する講習会の開催
- ・啓発チラシの配布
- ・無登録農薬の流通防止のための農薬販売店に対する立入検査の実施

● 施策の効果 ●

農薬や農産物を扱う関係者が農薬についての正しい知識を得て、農薬使用者が適正に農薬を使用することにより、農薬残留で問題となる農産物が減少し、農産物の安全確保が図られる。

● 実施主体 ●

エコ農業推進室

● 指標の設定 ●

指標内容	農薬適正使用アドバイザー認定者数
単位年度	3年
平成23年度 現状(値)	1,527名(H24.3末月時点)
目標(値)	1,700人

アクションプラン1-3

簡易な食品加工等における加工技術の指導（ほしいも）

● 現 状 ●

消費者にとっては、他の食品加工業者が製造する加工食品と違いはないが、生産農家にとっては、県条例に基づく営業許可を必要としない食品加工であることから、庭先で加工・販売する農産物であるとの意識があり、加工食品としての認識が末端まで浸透していない。

● 課 題 ●

より衛生的な加工を徹底するために、加工施設及び作業衣等の装備を整備することにより商品づくりが行われることが必要である。

● 施 策 ●

ほしいもが「加工食品」であるとの意識を生産農家が共有するため、研修会等の開催や個別指導などを通して、より衛生的で省力的な加工技術マニュアルの周知を図る。

● 施策の効果 ●

衛生的な加工技術の向上により、本県産ほしいもの信頼性が高まる。

● 実施主体 ●

農業経営課技術普及室（県央農林事務所経営・普及部門）

● 指標の設定 ●

指標内容	生産者等に対し、生産履歴の記帳、衛生加工の実践、適正品質表示の実施等について研修会を行う。
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	生産履歴の記帳、衛生加工の実践、適正品質表示について研修会で指導延べ14回（11月7地区、3月7地区）
目標（値）	年10回開催

● 連携部局等 ●

生活衛生課

アクションプラン1-4

県内産農林水産物の放射性物質検査の実施

● 現状 ●

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、厚生労働省は、同年3月17日に、緊急的な措置として、原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に該当するものとして取扱ってきた。

その後、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準が一部改正され、食品中の放射性物質の規格基準が設定

● 課題 ●

県民の放射性物質に対する不安が依然として消えない中、基準値を超過した農林水産物が県内に流通することがないように出荷前の検査を実施する必要がある。

● 施策 ●

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年7月12日付け原子力災害対策本部）に基づき、四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。その結果、基準値を超過した場合、当該食品が市場に流通することのないよう必要な措置を図る。

● 施策の効果 ●

県産農林水産物の安全性の確保と県民の放射性物質に対する不安感の解消。

● 実施主体 ●

農林水産部、保健福祉部

● 指標の設定 ●

指標内容	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施（平成24年度）
目標（値）	四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。

● 連携部局等 ●

生活環境部

アクションプラン1-5

飼養衛生管理基準の遵守指導

● 現状 ●

家畜の生産は開放された環境の下で行われるため、人獣共通感染症を含めた家畜伝染病発生に対する危害因子（病原微生物等）の侵入機会が多い状況にある。

● 課題 ●

家畜の伝染病を予防し安全な畜産物を生産するためには、家畜伝染病予防法に定める「飼養衛生管理基準」に沿った飼養管理を徹底することが重要である。

● 施策 ●

生産者に対し飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、茨城県食の安全・安心推進条例に基づき生産履歴等の記帳についても指導する。

● 施策の効果 ●

家畜伝染病だけでなく一般の家畜疾病の減少が期待され、家畜の健康を維持することにより一層消費者に安全安心な畜産物を提供できる。

● 実施主体 ●

畜産課

● 指標の設定 ●

指標内容	飼養衛生管理基準の遵守のための畜産農家への指導割合
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	100%
目標（値）	100%

アクションプラン1-6

動物用医薬品の適正使用指導並びに適正流通の指導

● 現 状 ●

本県では平成23年までに未承認の医薬品を使用した事例は確認されていない。
 また、畜産物の抗菌性物質の残留は平成19年度を最後に確認されていない。

● 課 題 ●

今後も未承認の医薬品の使用及び動物用医薬品の残留事例が発生しないよう、畜産農家に対する動物用医薬品の適正使用についての周知及び指導を継続する必要がある。

● 施 策 ●

畜産農家に対し、動物用医薬品の適正使用についての指導を実施。
 また、要指示医薬品については販売業者・診療施設に立入検査し、流通段階の監視を行う。

● 施策の効果 ●

動物用医薬品の適正流通・適正使用により安全な畜産物が生産され、食品の安全性の確保が図られる。

● 実 施 主 体 ●

畜産課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	①畜産農家への指導及び法律等の周知割合 ②動物用医薬品販売業者（新規及び更新）への立入検査割合 ③飼育動物診療施設への立入検査割合
単位年度	①1年 ②1年 ③3年
平成23年度 現状（値）	① 77% ②100% ③100%
目標（値）	①100% ②100% ③100%

● 連 携 部 局 等 ●

生活衛生課

アクションプラン1-7

県内産農林水産物の放射性物質検査の実施（再掲）

● 現状 ●

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、厚生労働省は、同年3月17日に、緊急的な措置として、原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に該当するものとして取扱ってきた。

その後、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準が一部改正され、食品中の放射性物質の規格基準が設定

● 課題 ●

県民の放射性物質に対する不安が依然として消えない中、基準値を超過した農林水産物が県内に流通することがないように出荷前の検査を実施する必要がある。

● 施策 ●

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年7月12日付け原子力災害対策本部）に基づき、四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。その結果、基準値を超過した場合、当該食品が市場に流通することのないよう必要な措置を図る。

● 施策の効果 ●

県産農林水産物の安全性の確保と県民の放射性物質に対する不安感の解消。

● 実施主体 ●

農林水産部、保健福祉部

● 指標の設定 ●

指標内容	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施（平成24年度）
目標（値）	四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。

● 連携部局等 ●

生活環境部

アクションプラン1-8

水産物の安全確保に関する知識や技術の普及

● 現 状 ●

県内の7カ所の水産物産地卸売市場（平潟，大津，久慈，那珂湊，大洗町，鹿島灘，はさき）を対象に，細菌検査による衛生管理状況調査を行い，その結果に基づいた指導・助言を市場関係者に対して行った。また，検査結果に基づき衛生管理マニュアルを作成し，3市場に導入した。水産加工業者からの技術相談等及び漁業者が製造した簡易加工品に対する衛生管理に関する指導・助言等を行っている。

● 課 題 ●

県内流通水産物の安全確保のためには，産地市場における衛生管理マニュアルの普及が必要である。漁業者や加工業者に対し，引き続き衛生管理に関する知識や技術の普及・指導が必要である。

● 施 策 ●

漁業者，加工業者等を対象に衛生管理への関心を高めさせ，水産物産地市場の状況に応じた衛生管理マニュアルの導入を促進する。漁業者及び水産加工業者等からの衛生管理に関する技術相談・指導等を引き続いて実施する。

● 施策の効果 ●

市場関係者等の衛生管理に対する意識が向上するとともに，食中毒の防止等が期待され，水産物の安全性が確保される。

● 実 施 主 体 ●

漁政課，水産試験場

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	漁業者を含めた産地市場関係者への衛生管理に関する指導の実施。 漁業者及び水産加工業者等からの衛生管理に関する技術相談・指導等の実施。
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	・産地市場への衛生管理マニュアルの導入 県内3市場 ・水産加工業者及び漁業者に対する衛生管理に関する技術相談・指導等 89件/年
目標（値）	・産地市場への衛生管理マニュアルの導入 県内7市場 ・水産加工業者及び漁業者に対する衛生管理に関する技術相談・指導等 90件/年

● 連 携 部 局 等 ●

水産振興課

アクションプラン1-9

貝毒の安全性の確保

● 現 状 ●

貝毒による食中毒被害の発生を防ぐため、本県の重要水産物であるハマグリ、ホッキガイ等を対象とした定期的な貝毒検査を実施している。

貝毒が発生した場合には、生産者等の団体に対し出荷自主規制を要するほか、国・地方自治体ならびに市場関係者などに対して、貝毒発生情報を迅速に連絡する体制を敷いている。また、他県において発生した貝毒に関する情報についても、生産者団体ならびに市場関係者に対し通知を行っている。

● 課 題 ●

今後も、危機管理の観点から、貝毒の種類に応じた検査を実施する必要がある。

● 施 策 ●

1. 貝毒検査の実施
2. 監視・連絡体制の維持

● 施策の効果 ●

定期的に貝毒検査を行い、その結果を速やかに生産者及び市場関係者等に通知することにより、貝毒による食中毒等の健康被害の発生を未然に防止することが期待できる。

● 実 施 主 体 ●

漁政課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	本県産二枚貝における食の安全性を確保するための、定期的な貝毒検査の実施。
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	貝毒検査33回
目標(値)	貝毒発生監視調査(貝毒検査35回)

アクションプラン1-10

安全で健康な養殖魚の生産

● 現状 ●

水産物の安全性に対する社会的関心が高まるなか、養殖魚についても品質・衛生面での管理を徹底することが求められているため、水産用医薬品など養殖衛生に係る説明会や巡回指導、水産用医薬品の残留検査を実施している。

● 課題 ●

安全で健康な養殖魚の生産のため、今後も指導および検査体制を継続していく必要がある。

● 施策 ●

1. 養殖衛生に関する指導
2. 水産用医薬品残留検査
3. 水産用医薬品等使用状況調査

● 施策の効果 ●

安全で健康な養殖魚が消費者に提供されることが期待され、食品の安全性の確保が図られる。

● 実施主体 ●

水産試験場内水面支場，霞ヶ浦北浦水産事務所

● 指標の設定 ●

指標内容	養殖業者を対象とした衛生管理や水産用医薬品の適正使用に関する残留検査，指導の実施
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖衛生に関する指導の実施 32回 ・ 水産用医薬品残留検査 10検体 ・ 水産用医薬品等使用状況調査の実施 全経営体
目標（値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖衛生に関する指導の実施 32回 ・ 水産用医薬品残留検査 10検体 ・ 水産用医薬品等使用状況調査の実施 全経営体

● 連携部局等 ●

国（農林水産省），漁政課，霞ヶ浦北浦水産事務所，養殖生産者団体等

アクションプラン1-11

県内産農林水産物の放射性物質検査の実施（再掲）

● 現状 ●

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、厚生労働省は、同年3月17日に、緊急的な措置として、原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に該当するものとして取扱ってきた。

その後、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準が一部改正され、食品中の放射性物質の規格基準が設定

● 課題 ●

県民の放射性物質に対する不安が依然として消えない中、基準値を超過した農林水産物が県内に流通することがないように出荷前の検査を実施する必要がある。

● 施策 ●

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年7月12日付け原子力災害対策本部）に基づき、四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。その結果、基準値を超過した場合、当該食品が市場に流通することのないよう必要な措置を図る。

● 施策の効果 ●

県産農林水産物の安全性の確保と県民の放射性物質に対する不安感の解消。

● 実施主体 ●

農林水産部、保健福祉部

● 指標の設定 ●

指標内容	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施（平成24年度）
目標（値）	四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。

● 連携部局等 ●

生活環境部

アクションプラン1-12

試験検査結果に基づく迅速な措置

● 現状 ●

県内で栽培された農産物の残留農薬試験検査及び県内で飼育された獣畜及び食鳥に由来する食肉の残留動物用医薬品試験検査により、残留基準超過が判明した場合には、農林水産部局と連携のもと、流通状況調査、回収等の措置を講ずるとともに、生産者に対する再発防止に向けた指導を実施している。

● 課題 ●

試験検査結果に基づき、残留基準に違反する農畜産物の流通を防止するとともに、再発防止策を講ずる必要がある。

● 施策 ●

- ・県内産農産物の残留農薬試験検査
- ・県内産食肉の残留動物用医薬品試験検査
- ・試験検査結果に基づく、迅速な当該品に対する措置及び農家指導

● 施策の効果 ●

県内産農畜産物試験検査により残留基準違反が判明した場合若しくは他自治体から通報があった場合、遅滞なく危害除去及び再発防止に係る措置を講ずることにより、健康被害を防止し、消費者の安心感を醸成する。

● 実施主体 ●

生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	試験検査結果判明後の遅滞ない当該農畜産物に対する措置
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	違反件数 0件(措置率 0%)
目標(値)	一両日中の措置率 100%

● 連携部局等 ●

工コ農業推進室、畜産課

アクションプラン1-13

製造・加工・調理施設に対する監視・指導の充実強化

● 現 状 ●

平成16年度から食品衛生に関する監視・指導については、毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定・公表することが義務付けられ、この計画に基づき食品衛生監視員が効率的な監視・指導を実施している。

製造・加工技術等の高度化に対応するため、監視指導マニュアルを作成するとともに専門的な知識を有する監視員の養成を図っている。

● 課 題 ●

消費者の食品の安全性に対する不安が高まっているなか、現状の食品衛生監視員数により、重点監視やより効率的な監視・指導をする必要がある。そのためには、引き続きリスクの高い業種に対する監視指導マニュアルを作成するとともに専門的な知識を有する監視員の養成が必要である。

● 施 策 ●

「食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導を実施し、食品衛生法に基づく製造基準の遵守や表示の適正化及び茨城県食品衛生法施行条例に基づく管理運営基準等の遵守を推進する。また、マニュアルの作成や専門的な知識を有する食品衛生監視員の養成を継続的に実施する。

● 施策の効果 ●

食中毒の減少効果や異物混入等の不良食品の減少等が期待され、食品の安全性の確保が図られる。

● 実施主体 ●

各保健所，各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	食品営業施設（食品衛生法関係要許可施設及び食品衛生条例関係製造施設）に対し、設定した立入検査目標回数による立入検査を実施する。
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	「食品衛生監視指導計画」に基づく監視率 107% （食品衛生法関係要許可施設及び食品衛生条例関係許可施設）
目標（値）	「食品衛生監視指導計画」に基づく監視率 100% （食品衛生法関係要許可施設及び食品衛生条例関係許可施設）

アクションプラン1-14

食品営業者の自主的衛生管理の充実強化

● 現 状 ●

(公社)茨城県食品衛生協会は、食品営業者に対してHACCPシステムの導入を推進するとともに、食品営業者は順次HACCPシステムの導入を図っている。

● 課 題 ●

HACCPの考え方を取り入れた最新の衛生管理システムを、積極的に普及・促進し、安全な食品を供給するシステム作りが必要である。

● 施 策 ●

HACCPシステムの普及・導入

● 施策の効果 ●

HACCPシステムの導入により食品の安全性の向上を図るとともに、消費者の食の安全性に対する安心感を醸成する。

● 実施主体 ●

(公社)茨城県食品衛生協会

● 指標の設定 ●

指標内容	HACCP普及促進事業の実施
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	HACCP普及促進事業施設数 14施設
目標(値)	HACCP普及促進事業施設数 30施設/年

アクションプラン1-15

生産技術者育成研修

● 現 状 ●

食品製造企業における製造現場での自主的な衛生管理には、製品及び製造工程中の食品の細菌検査が必要であるが、食品製造企業（とくに中小企業）では、細菌検査の実施できる人材が不足している。

● 課 題 ●

食品製造企業（とくに中小企業）において製品及び製造工程中の細菌検査を実施できる人材を育成することが課題である。

● 施 策 ●

工業技術センターにおいて県内食品製造企業から研修生を受け入れ、食品の細菌検査技術の研修を実施する。

● 施策の効果 ●

県内食品製造企業の従業員が細菌検査の技術を身につけることによって、製造現場の衛生状態の向上が期待できる。

● 実施主体 ●

茨城県工業技術センター

● 指標の設定 ●

指標内容	一般細菌数，大腸菌群，大腸菌，黄色ブドウ球菌等の細菌検査技術を県内食品製造企業からの研修生に習得してもらう。
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	4社7名の研修生を受け入れ，研修を実施。
目標（値）	工業技術センターにおいて、毎年企業からの細菌検査技術、品質保持技術の研修要望に100%応えることを目標とする。

アクションプラン1-16

食品営業者の自主衛生管理体制の確立を支援

● 現 状 ●

県は、食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、食品衛生推進員を委嘱している。また、推進員の業務を遂行するために必要な知識、技術等に関する講習会を開催し、推進員の育成に努めている。

≪食品衛生推進員業務≫

- ① 食品営業施設を巡回し助言や指導を実施
- ② 食品衛生思想の普及等

● 課 題 ●

食品営業者の衛生管理体制の確立の他、食品の不適正な表示が相次いで発覚していることから、法令遵守等の体制整備を図る必要がある。

● 施 策 ●

食品衛生推進員に対する講習会の実施

● 施策の効果 ●

食品衛生推進員の資質向上を図ることにより、食品営業者の自主衛生管理体制の充実・強化が期待される。

● 実施主体 ●

生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	食品衛生推進員に対する講習会の実施 1回/年
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	食品衛生推進員に対する講習会の実施 4回/年
目標(値)	食品衛生推進員に対する講習会の実施 1回/年

アクションプラン1-17

食品営業者の自主的衛生管理の充実強化

● 現 状 ●

食品営業者は、食品衛生に関する講習会・研修会等の受講、食品衛生に関する情報の入手などにより自主的衛生管理の充実強化を図っているが、今後、これらの取り組みを積極的に推進する必要がある。

● 課 題 ●

今後とも、自主的衛生管理を積極的に推進し衛生水準の向上を図る必要がある。

● 施 策 ●

- 1 食品衛生責任者養成講習会の開催
- 2 食品衛生指導員活動の推進

● 施策の効果 ●

食品営業者の自主的衛生管理を充実強化することにより、消費者の食品の安全性に対する安心感を醸成する。

● 実 施 主 体 ●

(公社)茨城県食品衛生協会

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	1 食品衛生責任者養成講習会の開催 2 食品衛生指導員活動の推進
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	1 食品衛生責任者養成講習会の開催回数 36回/年 2 食品衛生指導員活動の推進 巡回指導件数 18,385件/年
目標(値)	1 食品衛生責任者養成講習会の開催回数 36回/年 2 食品衛生指導員活動の推進 巡回指導件数 21,000件/年

アクションプラン1-18

食品営業者の自主的衛生管理の充実強化

● 現 状 ●

食品営業者は、HACCPシステムの導入、食品衛生に関する講習会・研修会の受講、衛生管理に関する自主点検などにより自主的衛生管理の充実強化を図っている。

● 課 題 ●

食品営業者の自主的衛生管理体制の確立を支援し、促進する必要がある。

● 施 策 ●

- 1 食品衛生責任者養成講習会の受講
- 2 食品衛生責任者再教育講習会の受講
- 3 食品衛生管理記録簿の活用
- 4 食品の自主検査の実施
- 5 保菌検査の実施
- 6 使用水の水質検査の実施

● 施策の効果 ●

食品営業者の自主衛生管理体制の確立

● 実施主体 ●

食品営業者

● 指標の設定 ●

指標内容	食品衛生責任者養成講習会の受講
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	食品衛生責任者養成講習会の受講 受講率87.2%
目標(値)	食品衛生責任者養成講習会の受講 受講率100%

アクションプラン1-19

学校給食施設・設備の改善及び衛生管理の徹底

● 現 状 ●

安全で衛生的な学校給食施設・設備については、国の「学校施設環境改善交付金」事業を積極的に導入し、「学校給食衛生管理基準」に沿った施設の整備充実を図っている。

また、給食従事者等に対し各種研修会を実施し、学校給食衛生管理の徹底を図っている。

● 課 題 ●

給食施設からの食中毒発生を予防するためには、衛生管理しやすい構造と設備を備えることが必要である。特に、「学校給食衛生管理基準」では、ドライシステム、若しくはドライ運用の導入について早急に改善を図ることが必要とされている。ウェットシステム調理場を有する市町村等にとって、施設建設や改修には多額の事業費を要し財政上困難が伴うため、早急な対応は難しい。

● 施 策 ●

「学校施設環境改善交付金」事業を活用し、ドライシステムの学校給食施設の推進を図るほか、衛生管理実地研修会等においてドライ運用を基本とした作業等の研修を実施する。また、給食用食材の検査を定期的の実施し、安全な食材の確保を図る。

● 施策の効果 ●

食中毒を予防し、学校給食の安全性の確保が図られる。

● 実 施 主 体 ●

保健体育課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	共同調理場及び単独調理場のドライシステム施設割合及びドライ運用実施施設の増加
単位年度	3年
平成23年度 現状(値)	37.3%
目標(値)	学校給食調理場のドライシステム化率(ドライ運用含む) 50%

アクションプラン1-20

集団給食施設の点検指導

● 現 状 ●

大量調理施設衛生管理マニュアルによりこれら施設の監視指導を実施するとともに施設の拭き取り検査を実施しているが、1施設に対する衛生確認事項が多く、その点検及び指導に時間を要することから監視率が低い。

● 課 題 ●

食中毒が発生した際には、患者発生が大規模となる可能性が高い学校給食施設等集団給食施設に対して、衛生管理の徹底を図るため、計画的かつ効率的な監視指導を行う必要がある。また、食中毒が発生しやすい季節において、適時適切な予防情報を提供し、注意喚起を図ることも必要である。

● 施 策 ●

- 1 監視指導計画に基づく監視指導の実施
- 2 集団給食施設の清浄度確認検査（ＡＴＰ検査）
- 3 集団給食施設講習会の計画的開催

● 施策の効果 ●

学校給食及び社会福祉施設等の給食の安全性を確保する。

● 実 施 主 体 ●

各保健所

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	1 監視指導計画に基づく監視指導の実施 2 集団給食施設の清浄度確認検査（ＡＴＰ検査）の実施率 3 集団給食施設講習会の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 監視指導計画に基づく監視率 34.4% 2 集団給食施設等の清浄度確認検査（ＡＴＰ検査）の実施率 100% 3 集団給食施設講習会の開催 各保健所3回／年
目標（値）	1 監視指導計画に基づく監視率 50% 2 集団給食施設等の清浄度確認検査（ＡＴＰ検査）の実施率 100% 3 集団給食施設講習会の開催 各保健所4回／年

アクションプラン1-21

広域流通食品の拠点である卸売市場における監視指導の充実強化

● 現 状 ●

広域流通食品の拠点である水戸市及び土浦市地方公設卸売市場において、食品衛生監視員が卸売市場の実情に応じた早朝等の監視指導を行っている。

● 課 題 ●

食品の危害特性に応じた重点的かつ計画的な監視指導が必要となっている。また、今後は、卸売市場の実情に応じ、市場内の検査室において検査を実施するなど広域流通食品の安全性を確保する必要がある。

● 施 策 ●

- 1 水戸市及び土浦市地方公設卸売市場における早朝の監視指導
- 2 卸売市場関係者に対する講習会の開催

● 施策の効果 ●

広域流通食品の安全性の確保

● 実施主体 ●

各保健所

● 指標の設定 ●

指標内容	1 水戸市及び土浦市地方公設卸売市場における早朝の監視指導 2 衛生講習会の実施
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 水戸市及び土浦市地方公設卸売市場における早朝の監視指導 28回/年 2 衛生講習会の実施 2回/年
目標（値）	1 水戸市及び土浦市地方公設卸売市場における早朝の監視指導 36回/年 2 衛生講習会の実施 1回/年

アクションプラン1-22

農薬・動物用医薬品の適正使用の検証

● 現状 ●

食品衛生法に基づき、県内産及び県外産の農作物の残留農薬等試験検査及び畜水産食品の動物用医薬品等試験検査を実施し、規格基準に違反する食品を排除するとともに生産者への指導を行うことによって、再発防止を図っている。

● 課題 ●

- 1 生産者の農薬・動物用医薬品の適正使用を検証するためには、継続して検査を実施する必要がある。
- 2 規格基準違反の際は、農林水産部と連携し、流通先に対する当該品の回収及び生産者に対する出荷・販売禁止の措置や再発防止の指導等を円滑に実施する必要がある。

● 施策 ●

県内産及び県外産の農作物の残留農薬等試験検査及び畜水産食品の動物用医薬品等試験検査

● 施策の効果 ●

農産物等の安全性の確保及び再発防止

● 実施主体 ●

各保健所、衛生研究所、各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	県内産及び県外産の農作物の残留農薬等試験検査及び畜水産食品の動物用医薬品等試験検査の実施
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	農産物の残留農薬等試験検査検体数 県内産70検体 県外産20検体 各食肉衛生検査所収去による畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査検体数 202検体(牛60・豚91・鶏51) 各保健所収去による畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査検体数 99検体(はちみつ・鶏卵・食肉)
目標(値)	農産物の残留農薬等試験検査検体数 県内産70検体 県外産20検体 各食肉衛生検査所における畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査検体数 200検体(牛60・豚90・鶏50) 各保健所収去による畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査検体数 100検体(はちみつ・鶏卵・食肉)

● 連携部局等 ●

農林水産部

アクションプラン1-23

食品衛生検査施設における業務管理（GLP）の適正実施

● 現 状 ●

食品衛生検査施設における食品の試験検査に係る業務管理（GLP）については、試験検査の精度を確保し、その信頼性の向上を図るため、平成9年度から適正な業務管理の実施に努めている。

● 課 題 ●

食品衛生法で規定する規格基準の改正や分析技術の高度化に対応するため、食品衛生検査施設における検査担当者の技術の研鑽及び検査機器の新たな整備や保守管理を行い、適正な業務管理（GLP）の実施とその徹底を図る必要がある。

● 施 策 ●

- 1 食品衛生検査施設における検査機器の計画的な整備
- 2 GLPの適正な実施

● 施策の効果 ●

分析結果の迅速性や信頼性の向上が図られる

● 実施主体 ●

各保健所，衛生研究所，各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	GLPの内部点検の実施 外部精度管理の実施 検査機器保守管理委託の実施	
単位年度	1年	
平成23年度 現状（値）	・ 内部点検	1回/年
	・ 外部精度管理	1回/年
	・ 検査機器保守管理委託	1回/年
目標（値）	・ 内部点検	1回/年
	・ 外部精度管理	1回/年
	・ 検査機器保守管理委託	1回/年

アクションプラン1-24

流通・販売段階における安全性の確保のための知識の普及

● 現状 ●

食品品質表示基準についての認識不足により、直売所等において不適正表示の事例が発生している。

● 課題 ●

食品品質表示基準についての知識を深め、消費者の商品選択に資することができる適正でわかりやすい表示を行う必要がある。

● 施策 ●

- ①適正表示に関する研修会の開催
- ②JAS法に基づき定められた品質表示基準の遵守

● 施策の効果 ●

品質表示基準に基づく食品表示の徹底を図ることにより、消費者に安全・安心情報を提供し、茨城県産の商品に対する信頼が確保できるとともに、地産・地消の推進につながる。

● 実施主体 ●

全国農業協同組合連合会 茨城県本部（JA全農いばらき）

● 指標の設定 ●

指標内容	関係部署への研修会等の実施により食品品質表示基準等の法令遵守の徹底を図る。
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	①TV会議・研修会 年3回 ②現地研修 年4回 ③食品表示の日常点検実施 12回 ④日常点検の検証 1回 ⑤ISO9001更新 1部門
目標（値）	①TV会議・研修会 年3回 ②現地研修 年4回 ③食品表示の日常点検実施 12回 ④日常点検の検証 2回 ⑤ISO9001更新 1部門

アクションプラン1-25

加工食品の放射性物質検査の充実強化

● 現 状 ●

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、厚生労働省は、同年3月17日に、緊急的な措置として、原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に該当するものとして取扱ってきた。

その後、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準が一部改正され、食品中の放射性物質の規格基準が設定

● 課 題 ●

基準値を超過した加工食品が県内に流通することのないよう検査を強化する必要がある。

● 施 策 ●

県内食品関連事業者が製造した加工食品（主に飲料水・牛乳・乳児用食品）を中心に放射性セシウムの検査を実施する。

● 施策の効果 ●

県内に流通する食品の安全性の確保と県民の放射性物質に対する不安感の解消。

● 実施主体 ●

生活衛生課、衛生研究所、各保健所

● 指標の設定 ●

指標内容	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、四半期ごとに本県の検査計画を策定し、検査を実施する。
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	平成24年度の検査計画 150～200検体／年
目標（値）	200検体／年

● 連携部局等 ●

農林水産部

アクションプラン1-26

不良食品等の迅速な自主回収

● 現状 ●

平成20年度から、食品関連事業者が自主回収等を行った場合に県へ報告する制度を設け、不良食品等の自主回収を円滑に進めることにより、食品に係る健康被害の未然防止と拡大防止を図ってきている。平成22年度からは、茨城県食の安全・安心推進条例に基づく制度として、食品関連事業者の迅速な自主回収を支援することにより、健康への悪影響を未然に防止することとしている。

● 課題 ●

食品関連事業者の自主的な取り組みに委ねた制度であり、県への回収報告が、自主回収着手の数日後となる場合があり、回収が円滑に進まない事例も生じている。

茨城県食の安全・安心推進条例では、回収に着手した場合は遅滞なく県に報告を求めている。

● 施策 ●

制度の周知を徹底し、食品関連事業者が自主的な回収に着手した場合には、遅滞ない県への報告を確保する。

● 施策の効果 ●

遅滞なく報告されることにより、適切な回収方法等を県が指導できるとともに、直ちに公表することにより迅速な回収を促進し、健康への悪影響を未然防止できる。

● 実施主体 ●

各保健所，生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	自主回収着手後の遅滞ない県への報告
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	着手後翌日までの県への報告率：76.9パーセント
目標(値)	着手後翌日までの県への報告率：100パーセント

アクションプラン1-27

販売段階の監視の充実強化

● 現 状 ●

健康志向の高まりやインターネットの普及等により、多種多様な健康食品が流通している。健康食品の中には、薬事法違反となる無承認無許可の医薬品成分を含有している製品もあり、重篤な健康被害の発生も報告されている。健康食品等の販売実態調査や試買検査を行うことにより、これらの流通防止に努めている。

● 課 題 ●

ダイエットや強壮作用等を目的とする健康食品から薬事法違反となる医薬品成分を検出する事例が増加し、また、検出される医薬品成分の種類も増えていることから、試買検査の実施については、計画的に行う必要がある。

また、健康食品による健康被害を未然に防止するため、県民や医師会、薬剤師会等に対し、健康被害のおそれのある健康食品等に関する情報提供を速やかに行う必要がある。

● 施 策 ●

健康食品等の販売実態調査を行うとともに、無承認無許可の医薬品成分を含む健康食品等に関する情報収集を積極的に行い、検査すべき医薬品成分や試買する健康食品を選定し、計画的かつ効率的な試買検査の実施に努める。

また、健康被害のおそれのある健康食品等に関する情報を医師会、薬剤師会等に情報提供するほか、マスコミへの情報提供や県のホームページへ掲載することにより速やかに県民に対し、注意喚起を行う。

● 施策の効果 ●

無承認無許可の医薬品成分を含む健康食品等の流通防止とそれらが原因となる健康被害を未然に防止することができる。

● 実施主体 ●

薬務課

● 指標の設定 ●

指標内容	県内に流通している健康食品の試買検査を実施する。
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	健康食品の試買検体件数 50検体(達成率100%) *薬事法違反となる医薬品成分は検出されなかった。
目標(値)	健康食品の試買検査の実施 試買検体件数 50検体/年

アクションプラン1-28

安全な食肉流通を確保すると畜検査及び食鳥検査の充実強化

● 現 状 ●

- 1 BSEスクリーニング検査や特定危険部位の適切な除去・排除の指導及び確認等を実施している。
- 2 微生物制御対策として、HACCPシステムの導入を図っている。
- 3 残留動物用医薬品対策として、検査体制の充実を図っている。

● 課 題 ●

- 1 と畜場及び食鳥処理場の衛生水準の維持向上のためにはHACCPシステムの導入と専門的知識を有する検査員の技術的支援が必要である。また、検査員である獣医師職員の不足が生じている。
- 2 専門的な検査や指導に対応するために、検査員の資質の向上が不可欠である。

● 施 策 ●

- 1 と畜場の衛生指導のため、枝肉，施設等の微生物検査の実施
- 2 検査員（獣医師職員）の確保及び適正配置
- 3 と畜検査結果によって得た疾病データを生産者へフィードバック
- 4 残留動物用医薬品等の技術講習会への参加。

● 施策の効果 ●

食肉流通の基点であると畜場及び食鳥処理場におけると畜，食鳥検査の体制を強化し食肉の安全性を確保する。

● 実 施 主 体 ●

各食肉衛生検査所

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	1 と畜場の搬入される牛全頭に対するBSEスクリーニング検査の実施 2 と畜場における枝肉，施設等の微生物検査の実施 3 残留動物用医薬品対策として残留有害物質及び残留抗菌性物質検査を実施
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 と畜場の搬入される牛全頭に対するBSEスクリーニング検査の実施率 100% 2 と畜場における枝肉の微生物検査の実施 1,477検体/年 3 と畜場における残留動物用医薬品検査 609検体/年
目標（値）	1 と畜場の搬入される牛全頭に対するBSEスクリーニング検査の実施率 100% 2 と畜場における枝肉，施設の微生物検査の実施 1,250検体/年 3 と畜場における残留動物用医薬品検査 850検体/年

● 連携部局等 ●

農林水産部

アクションプラン1-29

食品等輸入者に対する監視指導の実施

● 現 状 ●

検疫所におけるモニタリング検査や収去検査などにより法違反が確認された場合には、当該食品の輸入者に対して、食品の回収や販売の禁止等の措置を講ずることにより、危害の発生防止及び蔓延防止を図っている。

● 課 題 ●

食品の輸入届出に関する事務は、国の所管事務であるため、県においては、県内に所在する食品等輸入者に係る情報は、過去に法に違反した食品の輸入者に限定されている。

● 施 策 ●

茨城県食の安全・安心推進条例を制定し、食品等輸入者の届出制度（平成22年4月施行）を創設したことから、食品等輸入者に対する監視指導を実施し取扱い食品の把握をする。

● 施策の効果 ●

県内の食品等輸入者が取扱う輸入食品の安全性の確保を図ることができる。

● 実施主体 ●

生活衛生課、各保健所

● 指標の設定 ●

指標内容	食品等輸入者の届出を行った事業者に対する監視指導の実施
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	食品等輸入者の届出を行った事業者に対する監視率 107.5%
目標（値）	食品等輸入者の届出を行った事業者に対する監視率 100%

アクションプラン1-30

輸入食品の監視・検査の充実

● 現 状 ●

輸入食品の安全性確保は、本来は、国の所管事務であり、検疫所において監視・検査が実施されている。しかし、検疫所における輸入食品の検査は、主にモニタリング検査であることから、国の対応を補完するため平成6年度から県内に流通する輸入食品の検査を実施している。また、ポジティブリスト制度が浸透するとともに輸入者の残留農薬の自主検査の頻度が増している。

● 課 題 ●

- 1 輸入食品の試験検査にあたっては、国、地方自治体との連携を強化し、違反情報等を迅速に収集したうえで、効果的な検査を実施する必要がある。
- 2 食品添加物、残留農薬及び細菌検査など、多岐にわたる検査を実施するためには、検査の精度を適切に維持する必要がある。

● 施 策 ●

国、地方自治体との連携を強化し、輸入食品に係る違反情報等を迅速に把握するとともに、これらの違反情報や県内の食品等輸入者の届出情報を考慮した試験検査を実施することで、輸入食品の安全性の確保を図る。

● 施策の効果 ●

県内に流通する輸入食品の安全性の確保

● 実施主体 ●

各保健所、衛生研究所、各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	輸入食品の試験検査
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	輸入野菜 50検体 遺伝子組換え食品 10検体 柑橘類・食肉類・乾燥果実・食肉製品・冷凍食品等 456検体
目標(値)	輸入野菜 50検体 遺伝子組換え食品 10検体 柑橘類・食肉類・乾燥果実・食肉製品・冷凍食品等 480検体

アクションプラン1-31

きのこ・山菜の相談，採取時の注意喚起

● 現 状 ●

きのこ・山菜相談マニュアルを作成し，県内に7箇所ある林業指導所及び茨城県きのこ博士館が相談窓口となり，それらの機関で対応困難な相談は茨城県林業技術センターで対応している。

● 課 題 ●

専門的な知識を有する職員を養成する必要がある。また，例年，きのこ・山菜等による食中毒の発生が見られることから，事故を未然に防止するため，採取時の注意喚起を促す必要がある。

● 施 策 ●

- 1 専門的な知識を修得するため，研修等に参加
- 2 県のホームページ等による採取時の注意喚起

● 施策の効果 ●

きのこ・山菜の食中毒事故の未然防止が図られる。

● 実施主体 ●

林政課

● 指標の設定 ●

指標内容	専門的な知識を有する職員を養成するための研修会への参加及び，県民に対する採取時の注意喚起
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	研修会への参加 2回 注意喚起の実施回数 1回
目標（値）	研修会等の参加 2回 採取時の注意喚起についての広報活動の実施 3回

● 連携部局等 ●

茨城県きのこ博士館（指定管理者：（公財）茨城県農林振興公社）

アクションプラン1-32

きのこ・山菜相談，同定等の実施

● 現 状 ●

「きのこ・野草等食中毒対応マニュアル」及び「きのこ・山菜相談対応マニュアル」に基づき関係機関が連携して事案に対応している。

● 課 題 ●

例年，きのこ・山菜等による食中毒の発生が見られることから，食品衛生監視員のきのこ・山菜等に対する知識の向上を図るとともに，事故を未然に防止するための啓発活動を強化することが必要である。

● 施 策 ●

- 1 各マニュアルに基づく対応
- 2 食の安全情報ウェブサイト等による情報提供
- 3 食品衛生監視員に対するきのこ・山菜等に関する講習会の実施

● 施策の効果 ●

きのこ・山菜等による食中毒事故の未然防止及び迅速な対応

● 実施主体 ●

生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	食品衛生監視員に対するきのこ・山菜等に関する講習会の実施
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	食品衛生監視員に対するきのこ・山菜等に関する講習会の実施 0回／年
目標（値）	食品衛生監視員に対するきのこ・山菜等に関する講習会の実施 2回／年

● 連携部局等 ●

農林水産部

アクションプラン1-33

減化学合成農薬・減化学肥料に対応する栽培技術の開発推進

● 現 状 ●

より一層の安全と消費者の安心を確保するため、減化学合成農薬や減化学肥料に対応する栽培技術の確立に取り組んでいる。

● 課 題 ●

低投入施肥や有機物利用を含む土壌管理技術の確立、天敵やフェロモン等の防除技術を組み合わせた総合的病害虫管理技術の確立などが必要である。

● 施 策 ●

「茨城県農林水産試験研究推進構想」（平成23年4月策定）に基づき、技術開発を推進する。

● 施策の効果 ●

化学合成農薬・化学肥料の使用量削減が期待され、より一層の安全・安心な農産物の生産に繋がる。

● 実施主体 ●

農業経営課技術普及室（農業総合センター農業研究所，園芸研究所）

● 指標の設定 ●

指標内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物の利用等による化学肥料の削減技術の開発 ・天敵利用等による化学合成農薬の削減技術の開発 ・減化学合成農薬・減化学肥料に対応する栽培技術の体系化
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	<p>研究機関において減化学肥料・減農薬栽培技術開発に取り組み，栽培指針を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22…6品目(ネギ,ニンジン等) ・H23…2品目(ダイコン,トマト)
目標（値）	新規4品目

アクションプラン1-34

エコファーマー，特別栽培の普及拡大

● 現 状 ●

- ・県は、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減を一体的に行う農業者をエコファーマーとして認定しており、認定者数は7,421名（H24.3月末現在）である。
- ・また、化学肥料・化学合成農薬を地域慣行レベルから50%以上削減して栽培される特別栽培農産物（いばらきエコ農産物）について認証制度を実施しており、認証面積は2,769haである。

● 課 題 ●

- ・エコファーマー，特別栽培の取組は年々増加してきたが，全農業者に占める割合はまだ少なく，今後一層の増加を図る必要がある。
- ・しかし，肥料・農薬を減らした栽培は技術的に難しいことや，申請手続きが手間であることから，認定・認証の申請をしない者もいる。

● 施 策 ●

- ・生産者に対するエコファーマー，特別栽培の啓発普及による認定・認証の拡大。

● 施策の効果 ●

化学肥料・化学合成農薬を削減した栽培の取組みが県内全域に拡大することにより，安全・安心に対する消費者ニーズに応じた多くの農産物を提供することが出来る。

● 実施主体 ●

エコ農業推進室

● 指標の設定 ●

指標内容	エコファーマー認定者数，特別栽培農産物認証面積
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	エコファーマー：7,421名 特別栽培農産物：2,984ha
目標（値）	エコファーマー：20,000名 特別栽培農産物：6,000ha

アクションプラン1-35

食品衛生簡易迅速試験検査手法の開発

● 現 状 ●

食品事業所において、食中毒事件発生時の原因究明や衛生管理の向上のために、施設内の拭き取り検査や使用する食材の検査を行っている。

現在は、ATP簡易検査キットを使用している。

● 課 題 ●

検査の精度の観点から迅速性に欠けるため、現場指導では検査結果を活用した指導がうまくできないのが課題となっている。

● 施 策 ●

食中毒菌の簡易かつ迅速な検出が可能な試験検査手法の開発に関して、国の研究機関（独立行政法人等）と共同研究を行い、食中毒事件発生時の対応や事業者の衛生管理における試験検査の迅速化と精度の確保を図ることとする。

● 施策の効果 ●

簡易かつ迅速な試験検査法の実用化により、事件発生時の原因究明や衛生管理においてより効果的な対応が期待できる。

● 実施主体 ●

生活衛生課、各保健所、衛生研究所、各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	新たな食品衛生簡易迅速試験検査手法の開発
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	—
目標（値）	新たな食品衛生簡易迅速試験検査手法の開発

2 食品に関する正確な情報の提供

1 適正な食品表示の普及

- (1) 食品表示に関する普及啓発
- (2) 食品関連事業者の表示適正化に係る取り組みへの支援

2 トレーサビリティシステムの促進

- (1) 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの促進

3 食品の安全性に関する情報の収集と提供

- (1) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供
- (2) 市町村等と連携した情報の収集及び提供
- (3) 食品安全相談体制の充実

アクションプラン2-1

景品表示法に基づく適正な表示の推進

● 現 状 ●

景品表示法では、商品・サービスを選択する際の重要な判断材料である品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると消費者に示す表示を「不当表示」として規制している。

景品表示法に違反する事案については、事業者に対して必要な指導等を行うほか、事業者からの表示に関する事前相談に応じるなど、適正な表示の推進に努めている。

また、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法で各々定めている食品表示の一元化が検討されている。

● 課 題 ●

近年、食品に関する違反事例の情報提供が増加していることから、引き続き事前相談制度の活用により、不適切な表示の未然防止を図るとともに不適正な表示については、厳正な事業者指導を実施する。

また、食品表示の一元化については、関係部局と連携し、消費者への周知を強化する必要がある。

● 施 策 ●

景品表示法に関する事前相談、行政指導を継続して実施するとともに、消費者への食品表示の周知を強化する。

● 施策の効果 ●

適正な表示の推進により、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を確保する。

● 実施主体 ●

生活文化課

● 指標の設定 ●

指標内容	景品表示法に係る事業者からの事前相談件数
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	30件(平成23年度)
目標(値)	景品表示法に係る事業者からの事前相談件数 50件

● 連携部局等 ●

保健福祉部・農林水産部

アクションプラン2-2

正しい食品表示の知識の普及

● 現 状 ●

消費者に対する食品表示に関する情報については、講習会等の開催により対応しているが十分ではない。また、迅速かつ広範囲に情報を伝達するため、食の安全情報ウェブサイトの活用を図っている。

● 課 題 ●

消費者に対する食品衛生に関する情報については、講習会等の開催や食品表示相談会の開催、食品表示に関する意見交換会の実施など、正しい食品表示の見方を普及する必要がある。

● 施 策 ●

- 1 食の安全情報ウェブサイトによる情報発信
- 2 食品表示相談会の開催
- 3 消費者を対象とする講習会

● 施策の効果 ●

消費者の食品表示の正しい理解。

● 実施主体 ●

生活衛生課，各保健所

● 指標の設定 ●

指標内容	食品表示相談会の開催（12保健所）
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	食品表示相談会の開設 13回／年
目標（値）	食品表示相談会の開設 各保健所1回／年

アクションプラン2-3

食品衛生法に基づく適正表示の徹底

● 現 状 ●

- 1 食品関連事業者に対して、食品の表示について監視指導を行っている。
- 2 遺伝子組換え食品検査やアレルギー物質に係る食品検査を実施し適正な表示の確認を行っている。

● 課 題 ●

- 1 表示違反は依然として跡を絶たないことから、表示に関する重点的な監視指導が必要である。
- 2 食品の表示は、食品衛生法その他、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）等により規制されており、関係機関が連携して指導する必要がある。

● 施 策 ●

- 1 食品の表示に関する一元的な監視指導の実施
- 2 食品営業者に対する食品表示講習会や表示相談会の開催
- 3 保健所監視指導課（食品衛生法）と生活衛生課（JAS 法）による合同立入検査

● 施策の効果 ●

食品衛生法並びに JAS 法に基づく適正表示を推進することができる。

● 実 施 主 体 ●

生活衛生課、各保健所

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	1 食品表示講習会や表示相談会の開催 2 保健所監視指導課（食品衛生法）と生活衛生課（JAS 法）による合同立入検査 3 食品ダイヤル110番通報等に基づく緊急立入検査（随時）
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 食品表示講習会や表示相談会の開催 13回／年 2 保健所監視指導課（食品衛生法）と地方総合事務所（JAS 法）による合同立入検査 5回／年（54施設） 3 食品ダイヤル110番通報等に基づく緊急立入検査（通報数356件）
目標（値）	1 食品表示講習会や表示相談会の開催 各保健所1回／年 2 保健所監視指導課（食品衛生法）と生活衛生課（JAS 法）による合同立入検査 5回／年 3 食品ダイヤル110番通報等に基づく緊急立入検査（随時）

アクションプラン2-4

法定表示の徹底，適正表示の指導（食品衛生法・JAS法等）

● 現 状 ●

食品の表示偽装事件が相次いで発覚し，消費者の食品表示に対する信頼感が損なわれている。このような不適切な事態は，食品関係企業におけるコンプライアンス（法令遵守）意識の不足や食品表示制度の知識不足により生じている場合が多いものと考えられる。

● 課 題 ●

消費者の食品に対する信頼を回復するためには，食品営業者は，法定表示の遵守と適正表示を徹底する必要がある。さらに，再発防止のためコンプライアンス体制の確立が求められている。

● 施 策 ●

食品営業者による食品衛生法，農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）等に基づく食品表示の遵守と適正表示の推進

- 1 食品営業者に対する食品表示に関する助言・指導
- 2 食品表示に関する講習会・研修会等の開催

● 施策の効果 ●

消費者の食品に対する信頼を回復

● 実施主体 ●

（公社）茨城県食品衛生協会

● 指標の設定 ●

指標内容	1 食品衛生相談室における表示相談体制の充実・強化 2 食品衛生責任者養成講習会の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 食品衛生相談室の開設 12回／年（68件） 2 食品衛生責任者養成講習会の開催 36回／年
目標（値）	1 食品衛生相談室の開設 12回／年 2 食品衛生責任者養成講習会の開催 36回／年

アクションプラン2-5

商品、サービスの規格・表示・包装・計量の適正化の推進

● 現 状 ●

消費者の適切な選択の確保をはかるため、食品衛生法、JAS 法をはじめとする食品関係法に基づいた表示制度の学習会等の開催

● 課 題 ●

表示制度の周知・徹底が不足
 啓発活動の推進

● 施 策 ●

行政と連携した情報提供
 学習・研修の場の提供

● 施策の効果 ●

食品等の総合的な安全の確保

● 実施主体 ●

茨城県生活協同組合連合会及び会員生協

● 指標の設定 ●

指標内容	HP 等でのわかりやすい情報提供、表示等の学習会を年 1 回程度開催
単位年度	1 年
平成23年度 現状（値）	食品表示の学習会開催（60 名参加）
目標（値）	行政の学習会・研修会への参加 学習会等の開催年 1 回以上

アクションプラン2-6

食品表示の適正化の推進

● 現 状 ●

食品関連事業者の自主的な取組を支援するため、「食品適正表示推進員養成講習会」、「業種別研修会」の開催及び業界等の要請に基づく研修会等を実施し、主に食品関連事業者に対する品質表示基準の周知を図っている。

● 課 題 ●

食品表示の適正化推進のためには、食品関連事業者の自主的な取り組みが必須であり、その取り組みを支援するため、食品適正表示推進員制度を設けて、事業所において表示適正化の中心的役割を果たす適正表示推進員を養成していく。

さらには、業種別に対象を絞りこんだ表示研修会を実施し、事業者の知識習得に関してきめ細やかな支援を行っていく。

特に、平成20年4月にJAS法の改正（加工食品の原材料などの業者間取引について表示義務化）があり、加工食品の表示について、法令に基づいた適正表示の周知及び指導を強化していく必要がある。

● 施 策 ●

法改正による食品表示が義務化された卸売業者や製造・加工業者における適正表示の自主的な取り組みを支援する。

● 施策の効果 ●

法令に基づいた適正表示の推進により、消費者が安全な商品を安心して選択できる状況の確保が図られる。

● 実施主体 ●

生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	・食品適正表示推進員養成講習会、業種別研修会の開催 ・業界等の主催による研修会等への講師派遣
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	・食品適正表示推進員養成講習会 受講者 計246名 ・業種別食品表示研修会 受講者 計448名
目標（値）	・食品適正表示推進員養成講習会 受講者 計500名 ・業種別食品表示研修会 受講者 計500名

● 連携部局等 ●

生活文化課，保健予防課

アクションプラン2-7

畜産物のトレーサビリティシステム

● 現 状 ●

国内でのBSE（牛伝達性海綿状脳症）の発生や食肉偽装・食品の偽装表示問題の発生を背景に、食肉に対する国民の信頼が揺らぎ大きな社会問題になっている。

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）」により全ての牛について異動履歴情報が公開されている。

● 課 題 ●

現在、牛では出生からと畜までの移動履歴をたどることができるトレーサビリティシステムが導入されている。しかし、より消費者が安心して食肉を購入できるようになるためには、移動履歴だけではなく生産履歴情報（飼養管理情報）まで公表する必要がある。

● 施 策 ●

消費者の立場に立った「顔が見える」生産の意識を高めることで、本県ブランド牛である「常陸牛」を中心とした県産牛のインターネット上での生産履歴の公開率を推進する。

● 施策の効果 ●

生産者の「顔が見える」ブランドとして、常陸牛等の生産履歴情報を積極的に公開することで、消費者が安心して食肉を購入しやすくなる。

● 実 施 主 体 ●

畜産課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	県産牛の生産履歴情報公開率 (県産牛出荷生産者中の生産履歴公開頭数の割合)
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	70%
目標(値)	100%

アクションプラン2-8

商工団体を通じての会員等に対する食品の安全に関する情報等の提供や正しい知識の普及

● 現 状 ●

商工団体において会員等に対する情報等の提供、相談業務、講習会や研修会を実施している。

● 課 題 ●

商工団体を通じ、その会員等に対して食品の安全に関する情報等の伝達や正しい知識の普及に努めるとともに、会員等から食品等に関する相談に対しては、専門家などを活用するなどきめ細かな対応を図る必要がある。

● 施 策 ●

商工団体を通じ、情報提供や相談業務、講習会や研修会を実施し、食品の安全に関する正しい知識の普及を図る。

● 施策の効果 ●

商工団体の会員等に対して食品安全に関する正しい知識の普及が図られる。

● 実施主体 ●

中小企業課，各商工会，各商工会議所

● 指標の設定 ●

指標内容	商工団体を通じての食品の安全に関する正しい知識の普及 ・情報提供 ・相談業務 ・講習会や研修会等の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	21回
目標(値)	食品衛生講習会等の開催15回

アクションプラン2-9

いばらき農産物ネットカタログへの登録促進

● 現 状 ●

優良な県産農産物の生産情報を公開するWEBサイト「いばらき農産物ネットカタログ」を平成15年度に創設し、平成20年度末で205件の登録がされている。

● 課 題 ●

茨城農産物の安全性に関する情報を消費者に提供するため、登録拡大を進める。

● 施 策 ●

消費者等の実需者や生産者に対して「いばらき農産物ネットカタログ」のPRを行い、認知度の向上を図るとともに、生産者に呼びかけ登録拡大を図る。

● 施策の効果 ●

茨城農産物の生産情報を消費者に提供することで、農産物の安全性に関する情報の収集と提供に寄与し、本県農産物のイメージアップを図ることにつながる。

● 実 施 主 体 ●

産地振興課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	ネットカタログの登録促進
単位年度	3年
平成23年度 現状(値)	239集団(平成23年度)
目標(値)	500集団

アクションプラン2-10

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準の達成

● 現 状 ●

人の健康保護に関する環境基準（カドミウム等 26 項目）は、全国の公共用水域に共通のものとして、一律に定められており、設定後は直ちに達成され、維持されるよう努めることとなっている。本県の平成23年度の達成状況は、127測定地点において延べ4,620項目を測定し、全地点、全項目で環境基準を達成した。

● 課 題 ●

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準の項目は、工場等からの排水が主な発生源と考えられることから、工場・事業場排水対策が重要である。

● 施 策 ●

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して立入検査を行うこと等により、排水基準遵守の徹底を図る。

● 施策の効果 ●

環境基準の達成によって、利水の安全性が確保できる。

● 実施主体 ●

環境対策課

● 指標の設定 ●

指標内容	人の健康の保護に関する環境基準が定められている物質のうち、環境基準を達成した項目数の割合
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	100%（全項目達成）
目標（値）	100%（全項目達成）

アクションプラン2-11

原子力事故発生時における迅速な飲食物等の摂取制限の措置

● 現 状 ●

飲食物等の摂取制限については、県等が実施する緊急時モニタリング結果に基づき、県原子力災害対策計画に定める摂取制限に関する指標を超え、又はそのおそれがあると認められる場合、国の指導・助言若しくは指示に基づき講じることとしている。

● 課 題 ●

県災害対策本部職員が、一連の措置対応について日頃から習熟している必要がある。

● 施 策 ●

県災害対策本部研修・訓練

緊急モニタリングセンターにおいて農畜水産物等をサンプリングし、人工の放射性物質が異常に含まれているかどうか測定・分析し、その結果に基づく国の指導・助言を受け、飲食物等の摂取制限措置を決定するまでの一連の措置について研修・訓練を行う。

● 施策の効果 ●

研修・訓練を通じて原子力事故が発生した場合に円滑な対応ができる。

● 実施主体 ●

原子力安全対策課

● 指標の設定 ●

指標内容	県災害対策本部研修・訓練の年実施回数
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	県災害対策本部研修：1回，訓練：1回 ※福島第一原子力発電所事故を受け，農畜産物等のモニタリングを実施
目標（値）	3回／年

● 連携部局等 ●

農林水産部

アクションプラン2-12

食品の安全性に関する情報の収集と消費者団体（消費者）への 情報提供

● 現 状 ●

茨城県消費者団体連絡会は、消費者の利益擁護と増進のため、県内の消費者団体相互の連携を密にし、消費者運動を促進することを目的として、昭和48年に設立された団体である。

県内の消費者団体（加盟団体25団体）が連携し、啓発事業（消費者大会、研修会、先進地視察等）や広報活動（機関誌「県消連」の発行等）を行っている。

また、食の安全に関する取組として、食の安心・安全委員会に参画し、会員団体への情報提供や県民への啓発活動を行っている。

● 課 題 ●

行政・生産者・事業者との情報交換を密にし、正確な情報を消費者に提供し、安心・安全に食することのできる環境づくりに努める。

● 施 策 ●

消費者大会の開催（年1回）

研修会の開催（年3回）

会員団体・消費者への情報提供

● 施策の効果 ●

消費者団体（消費者）への情報提供を行うことにより、食品の安全性に関する消費者の意識の向上を図ることができる。

● 実 施 主 体 ●

茨城県消費者団体連絡会

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	消費者大会の開催，研修会の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	研修会 1回，食の安全セミナー 1回，消費者セミナー 2回 （消費者大会は震災の影響により中止）
目標（値）	消費者大会の開催（年1回），研修会の開催（年3回）

アクションプラン2-13

食品に関する正確な情報提供

● 現 状 ●

行政や事業者、他団体等で行なわれる食の安心・安全に対する様々な学習会や研修会に参加しての情報収集を実施し、ホームページや広報誌等を通じて会員や消費者に情報を提供している。

● 課 題 ●

食の安全・安心確保のためには、それぞれの立場で自主的に取組むことが大切であるため、各団体とのネットワーク化を推進し、情報や課題を共有する必要がある。

● 施 策 ●

県民運動の展開

● 施策の効果 ●

正確な情報の集中化により、県民理解が早まり安心安全な生活が営まれる。

● 実施主体 ●

茨城県生活協同組合連合会及び会員生協

● 指標の設定 ●

指標内容	HP及び広報誌での情報提供
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	HP及び広報誌における食の安全に関する情報の掲載 5回
目標(値)	HP及び広報誌における食の安全に関する情報の掲載 10回

アクションプラン2-14

食品の放射性物質に係る正確な情報提供とリスクコミュニケーション

● 現 状 ●

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、厚生労働省は、同年3月17日に、緊急的な措置として、原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に該当するものとして取扱ってきた。

その後、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準が一部改正され、食品中の放射性物質の規格基準が設定

● 課 題 ●

県政世論調査の結果からも、県民の放射性物質に対する不安が依然として消えない状況であることから、県内産の農林水産物及び県内に流通している加工食品の検査結果を正確に情報提供するとともに、関係者の相互理解を深める必要がある。

● 施 策 ●

- ① 検査結果の公表（茨城県HP、資料提供等）
- ② 消費者、生産者、営業者、有識者及び行政による意見交換会の開催

● 施策の効果 ●

県民の放射性物質に対する不安感の解消が図られる。

● 実施主体 ●

保健福祉部、農林水産部

● 指標の設定 ●

指標内容	① 検査結果の公表 （茨城県農林水産物モニタリング情報、報道機関への資料提供） ② 消費者、生産者、営業者、有識者及び行政による意見交換会の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	①検査結果の公表率：100% ②意見交換会の開催：5回
目標（値）	①検査結果の公表率：100% ②意見交換会の開催：10回

● 連携部局等 ●

生活環境部

アクションプラン2-15

消費生活に関する知識の普及・啓発

● 現 状 ●

近年の消費者を取り巻く環境は、商品・サービスの多様化とともに契約が複雑化してきており、消費者の知識不足や業者の不適切な勧誘などから様々なトラブルが発生している。

消費生活センターに寄せられた 23 年度の相談件数は 6,580 件となっており、アダルト情報サイトをはじめとする有料サイトに関するトラブルは年々増加する傾向にあるほか、食の安全・安心に関する相談も引き続き上位を占めている。

● 課 題 ●

消費者トラブルの予防及び解決を図るには消費者への啓発が重要であるが、特に被害にあいやすい高齢者と若者に対し重点的に事業を展開するとともに、あらゆる機会を捉えてセンターの周知を図る必要がある。

● 施 策 ●

市町村や各種団体、企業等が主催する研修会や教室、会合等に対し消費者問題の専門家を無料で派遣する出前講座「大好きいばらき安全・安心・くらしのセミナー」を引き続き実施する。特に、消費者教育の重要性に鑑み小・中・高校における当講座の積極的な実施を推進する。

● 施策の効果 ●

消費生活の安全性確保に向けて、消費者の啓発を図ることができる。

● 実 施 主 体 ●

消費生活センター

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	大好きいばらき安全・安心・くらしのセミナーの開催
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	受講者 8,534名
目標(値)	受講者 10,000名

アクションプラン2-16

収集・蓄積した食品衛生情報の発信

(食の安全情報ウェブサイトの活用)

● 現 状 ●

食の安全に関する情報の提供については、従来から実施してきたパンフレットやリーフレットの配布に加えて、インターネットを活用することが有効であることから、平成15年10月に食の安全情報ウェブサイトを開設し、正確な情報の提供に努めている。

特に、食中毒発生情報により健康被害の拡大の防止を図っている他、食品の試験検査結果については、積極的な情報公開を推進している。

● 課 題 ●

県民が必要とする情報を速やかに、また、タイムリーに発信する必要がある。

● 施 策 ●

食の安全情報ウェブサイトにより、積極的な情報公開を推進する。

● 施策の効果 ●

食の安全情報を迅速に発信することにより、健康被害拡大等の防止や県民の食の安全・安心の確保を図る。

● 実施主体 ●

生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	食の安全情報ウェブサイトのアクセス件数
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	41,154回
目標(値)	食の安全情報ウェブサイトのアクセス件数 50,000回/年

アクションプラン2-17

市町村への食の安全情報の発信

● 現 状 ●

食の安全情報の発信は、「いばらき食の安全情報Web Site」を中心に、リーフレット・パンフレット、県の広報紙や県域テレビ、ラジオなどの県の広報媒体を主に使って発信している。

● 課 題 ●

中国製冷凍ギョウザの薬物混入事件、相次いだ食品表示偽装事件などによって県民の食に対する不信・不安感が著しく増大した中で、県民に身近な市町村行政を通じて食の安全情報を発信し、県民に食の安全・安心感を醸成する必要がある。

また、必要に応じて食中毒発生情報等の発信により、注意を喚起し、健康被害の未然防止を図る必要がある。

● 施 策 ●

- ・市町村に対して定期的に食の安全情報を提供し、市町村広報紙を活用した情報発信を図る。
- ・重篤な食中毒の発生情報等、緊急性のある情報を発信する。

● 施策の効果 ●

各家庭の隅々まで食の安全情報を等しく発信することができる。

● 実施主体 ●

生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な食の安全情報の発信 ・注意喚起情報の発信
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	・0回/年
目標(値)	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回以上定期的に、食の安全情報を市町村(保健担当課)へ提供する。 ・注意喚起情報(随時)

● 連携部局等 ●

生活文化課

アクションプラン2-18

食品を含む消費生活に関する相談体制の充実

● 現 状 ●

食品を含む消費生活相談については、県及び市町村の消費生活センター等で相談を受け、生活衛生課、保健所等との連携により対応している。

● 課 題 ●

県内全市町村に消費生活センター等の相談窓口が設置され、今後、相談窓口としての機能強化が求められる。

消費者からの食品を含む消費生活相談に適切かつ迅速な対応ができるよう、保健所など関係機関との連携を強化し、市町村相談機能を充実強化する必要がある。

● 施 策 ●

市町村相談機能を充実強化し、消費生活相談に占める市町村受付割合を高める。

● 施策の効果 ●

消費者からの食品を含む消費生活相談に対し、市町村相談窓口で適切かつ迅速な対応が図られる。

● 実 施 主 体 ●

生活文化課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	県内の消費生活相談件数に占める市町村の受付割合
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	70.5%
目標(値)	75.0%(平成27年度)

● 連 携 部 局 等 ●

生活衛生課、各保健所

アクションプラン2-19

食品に関する県民からの相談・要望等の受付

● 現 状 ●

食品に関する相談・要望等に対応するため、各保健所及び各食肉衛生検査所に相談窓口を設置し、適切な情報提供やアドバイスを行っている。

このうち、法違反が疑われるものなどは、速やかに必要な調査を行い、結果に応じて措置を講じている。

また、食品衛生相談会を開催し、県民の身近な相談に応じている。

● 課 題 ●

食品の安全性に関する情報に接する機会が多くなっている。消費者は氾濫する情報に惑わされ不安を抱いていることから、相談体制を充実する必要がある。

また、異物混入等により健康被害が推測される相談については、速やかな原因の究明を要することから、食品衛生監視員の資質の向上を図る必要がある。

● 施 策 ●

- 1 各保健所及び各食肉衛生検査所の食品に関する相談の受付
- 2 食品衛生監視員に対するHACCP研修会等の開催

● 施策の効果 ●

県民の食品の安全・安心に対する信頼の確保

● 実 施 主 体 ●

各保健所

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	食品衛生相談会の開催（各保健所）
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	食品衛生相談会の開催 13回
目標（値）	食品衛生相談会の開催 1回／年（各保健所）

3 県，食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立

- 1 施策の提案制度の普及
 - (1) 施策の提案制度の普及

- 2 相互理解の促進
 - (1) リスクコミュニケーションの推進

- 3 食育の推進
 - (1) 食品の安全性に関する知識の習得と実践

- 4 地産地消の推進
 - (1) 地産地消の推進

- 5 認証制度等の普及
 - (1) 特別栽培農産物の認証
 - (2) いばらきハサップの認証

- 6 健康危機管理体制の整備
 - (1) 健康危機管理体制の整備

アクションプラン3-1

施策の提案制度の普及啓発

● 現 状 ●

茨城県食の安全・安心推進条例が制定され、県民及び食品関連事業者は、食品の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる制度が確立された。また、提案に対しては、知事は必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとされている。

● 課 題 ●

新たに条例上に明記された制度であり、まず、広く県民及び食品関連事業者に対して周知することが大きな課題である。また、提案に対しては、速やかな検討と提案者への通知が必要である。

● 施 策 ●

全庁的に、あらゆる機会を捉えて、県民及び食品関連事業者への広報・啓発を行う。特に講習会や研修会など直接県民等に訴える機会を設ける。また、施策提案対応マニュアル等を作成し、事案に応じた標準回答期限を設定する。

● 施策の効果 ●

県民や食品関連事業者から直接施策の提案等を受けることにより、県民や食品関連事業者の視点に立った施策の推進が期待できる。

● 実施主体 ●

食の安全・安心確保関係各課

● 指標の設定 ●

指標内容	・講習会、研修会、その他による直接的な県民及び食品関連事業者への周知 ・提案に対する県の標準回答期限内の回答率
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	・提案制度の周知回数：276回/年 ・提案なし
目標(値)	・提案制度の周知回数：100回/年 ・提案に対する県の標準回答期限内の回答率：90%以上

● 連携部局等 ●

全庁

アクションプラン3-2

食の安全に係る相互理解の推進と基礎的な知識の普及

● 現 状 ●

食品の偽装表示や輸入食品による食中毒の発生などにより、消費者の食に対する不安感が高まっている。

● 課 題 ●

食に対する安心感を醸成するため、食品のリスクに対する正しい知識や食の安全を守るための衛生知識の普及および食の安全に係る関係者の相互理解を深める必要がある。

● 施 策 ●

食品衛生フェアやリスクコミュニケーションの開催により消費者へ食の安全に関する正しい知識の普及を図るとともに、基本方針に基づく施策展開等について、消費者、生産者、営業者、有識者で構成する「食の安全・安心委員会」において意見交換を行う。

● 施策の効果 ●

食の安全に関する正しい知識の普及および関係者の相互理解により、消費者の食に対する安心感が醸成される。

● 実施主体 ●

生活衛生課，各保健所，各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	1 食品衛生フェアの開催 2 食の安全・安心委員会の開催 3 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	1 食品衛生フェアの開催 13回/年 2 食の安全・安心委員会の開催 2回/年 3 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催 7回/年
目標(値)	1 食品衛生フェアの開催 12回/年 2 食の安全・安心委員会の開催 2回/年 3 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催 5回/年

● 連携部局等 ●

生活文化課

アクションプラン3-3

安心安全な食生活のための情報共有とリスクコミュニケーション

● 現 状 ●

生産者、事業者、消費者の相互理解を促進するため、食の安全・安心に関する学習会等の開催し、情報交換・意見交換の場を提供している。

また、食の安心・安全委員会に参加し、行政に対する提言等を行っている。

食生活に係る諸課題についての理解を深めるため学習会、研修会、シンポジウム等を開催している。

● 課 題 ●

- ・消費者と事業者、生産者等の情報交換や意見交換の推進
- ・消費者の農業や地場産業への理解促進
- ・情報提供体制の整備と充実

● 施 策 ●

食の安全・安心について意見等を交換する場を提供する。

● 施策の効果 ●

食の安心・安全に対する共通認識が図られる。

● 実施主体 ●

茨城県生活協同組合連合会及び会員生協

● 指標の設定 ●

指標内容	行政との交流会，報告会及び学習会の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	アクションプランの共有化の学習会 1回 食の安全に関する学習会 23回
目標（値）	アクションプランの共有化の学習会 1回以上 食の安全に関する学習会 20回以上

アクションプラン3-4

食品の放射性物質に係る正確な情報提供とリスクコミュニケーション (再掲)

● 現状 ●

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、厚生労働省は、同年3月17日に、緊急的な措置として、原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に該当するものとして取扱ってきた。

その後、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準が一部改正され、食品中の放射性物質の規格基準が設定

● 課題 ●

県政世論調査の結果からも、県民の放射性物質に対する不安が依然として消えない状況であることから、県内産の農林水産物及び県内に流通している加工食品の検査結果を正確に情報提供するとともに、関係者の相互理解を深める必要がある。

● 施策 ●

- ① 検査結果の公表（茨城県HP，資料提供等）
- ② 消費者，生産者，営業者，有識者及び行政による意見交換会の開催

● 施策の効果 ●

県民の放射性物質に対する不安感の解消が図られる。

● 実施主体 ●

生活衛生課

● 指標の設定 ●

指標内容	① 検査結果の公表 （茨城県農林水産物モニタリング情報，報道機関への資料提供） ② 消費者，生産者，営業者，有識者及び行政による意見交換会の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	①検査結果の公表率：100% ②意見交換会の開催：5回
目標（値）	①検査結果の公表率：100% ②意見交換会の開催：10回

● 連携部局等 ●

生活環境部，農林水産部

アクションプラン3-5

飲食店等での栄養成分表示の推進

● 現 状 ●

外食時や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする人の割合は 49.5%である。

● 課 題 ●

自ら食の選択ができる人を増やすため、栄養成分表示を参考にする人の割合について 6 割を目指している。ついでに、栄養成分表示を見る機会を増やすためには、エネルギーや脂質、ナトリウムなど栄養成分表示を導入した飲食店や食品を増やす必要がある。

● 施 策 ●

「いばらき健康づくり支援店」として登録する際、栄養成分表示店コースを選択する飲食店等の数を増やす。

※「いばらき健康づくり支援店」とは・・・

健康づくりの取り組みを実施している飲食店やスーパーマーケットなどを県が登録する事業。ヘルシーメニュー提供や栄養成分表示等、一定の基準を満たしている飲食店の申請により登録を行う。

● 施策の効果 ●

栄養成分表示を行う飲食店や食品が増え、表示を見る機会が増える。このことから表示を参考にする人の割合が増える。

● 実施主体 ●

保健予防課

● 指標の設定 ●

指標内容	「いばらき健康づくり支援店」栄養成分表示店コース登録店の数
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	692店
目標（値）	1,300店

● 連携部局等 ●

生活衛生課（保健所衛生課）、食品衛生協会

アクションプラン3-6

食品の安全に係る相互理解の推進と基礎的な知識の普及（再掲）

● 現 状 ●

食品の偽装表示や輸入食品による食中毒の発生などにより、消費者の食に対する不安感が高まっている。

● 課 題 ●

食に対する安心感を醸成するため、食品のリスクに対する正しい知識や食の安全を守るための衛生知識の普及および食の安全に係る関係者の相互理解を深める必要がある。

● 施 策 ●

食品衛生フェアやリスクコミュニケーションの開催により消費者へ食の安全に関する正しい知識の普及を図るとともに、基本方針に基づく施策展開等について、消費者、生産者、営業者、有識者で構成する「食の安全・安心委員会」において意見交換を行う。

● 施策の効果 ●

食の安全に関する正しい知識の普及および関係者の相互理解により、消費者の食に対する安心感が醸成される。

● 実施主体 ●

生活衛生課，各保健所，各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	1 食品衛生フェアの開催 2 食の安全・安心委員会の開催 3 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 食品衛生フェアの開催 13回／年 2 食の安全・安心委員会の開催 2回／年 3 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催 7回／年
目標（値）	1 食品衛生フェアの開催 12回／年 2 食の安全・安心委員会の開催 2回／年 3 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの開催 5回／年

● 連携部局等 ●

生活文化課

アクションプラン3-7

「食に関する指導」の充実

● 現 状 ●

食に関する指導については、栄養教諭・学校栄養職員や学級担任により、給食の時間でのワンポイント指導や、学級活動等の授業をとおして取り組んでいる。

● 課 題 ●

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送ることができるように、その基本となる食について関心を持ち、食品の安全性をはじめとする食に関する知識を習得して、自らの判断で食を正しく選択できるようにすることが必要である。そのため、学校は、学校教育活動全体で食に関する指導の推進を図ることが重要である。

● 施 策 ●

各学校において、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を策定し、継続的、体系的な食に関する指導を実施する。

● 施策の効果 ●

児童生徒が食品の安全性に関する知識を習得でき、健全な食生活の実践が図られる。

● 実施主体 ●

保健体育課

● 指標の設定 ●

指標内容	公立小中学校での、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画に基づいた計画的な指導の実施（給食の時間における指導の実施率）
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	公立小学校 96.6% 公立中学校 85.0%
目標（値）	給食の時間における指導の実施率 公立小学校 100% 公立中学校 100%

アクションプラン3-8

食育の推進

● 現 状 ●

食育に関する学習会や産地交流会を開催し、会員や消費者へ食育に関する情報発信、啓発活動を実施している。

● 課 題 ●

各団体・関係機関とのネットワークづくりに努めるとともに、食を通して生きる力を育む人間教育を推進する。

● 施 策 ●

産地交流会や食育に関する学習会を開催し、農産物の収穫体験や地元でとれた食材を使用した調理体験を行う場を提供する。

また、ホームページ等を通じ、食育に関する情報を提供する。

● 施策の効果 ●

食育の大切さ、地域の農業・産業等を知ることができる。

● 実施主体 ●

茨城県生活協同組合連合会及び会員生協

● 指標の設定 ●

指標内容	食育に関する学習会・産地交流会の開催	
単位年度	1年	
平成23年度 現状(値)	産地交流会	53回
	学習会	23回
目標(値)	産地交流会	50回以上
	学習会	10回以上

アクションプラン3-9

県内の農林水産業及び食品産業の振興と育成の推進

● 現 状 ●

東日本大震災と原発事故により本県の地産地消運動は大きな影響を受けた。そこで、生産、加工・流通、食育、消費者、行政等、県民全体が一丸となって、食べて応援しようという地産地消運動を強力に展開するため「茨城をたべよう運動推進協議会」を創設（H24.11）した。

● 課 題 ●

本県農産物については、一部県民の間に、依然として農産物の放射能について不安の声があるほか、県北地域を中心に農産物直売所の売上が減少している。

● 施 策 ●

県民運動の推進

○啓発事業

- ・県内全小学5年生に地産地消啓発グッズ（クリアファイル）を配布
- ・放射能と食に関する参考資料集の作成

○広報・PR事業

- ・茨城をたべよう Day(毎月第3日曜日とその前の金・土曜日)のPR
- ・県内量販店に協力店証（鑑札等）を掲出

○消費拡大事業

- ・直売所、量販店等と連携した交流活動（農業体験等）の実施
- ・食育推進大会等の開催
- ・学校給食への県産品の活用促進

● 施策の効果 ●

県民の豊かな食生活と本県農林水産業の活性化が図られる。

● 実 施 主 体 ●

販売流通課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	市町村での地産地消促進計画の策定促進
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	0ヶ所
目標（値）	44ヶ所

● 連携部局等 ●

保健福祉部，教育庁

アクションプラン3-10

学校給食における地産地消の推進

● 現 状 ●

学校給食に近隣から生産される地場産物を活用することは、新鮮で安全な食材の確保に加え、児童生徒が食材を通して地域の自然や産業等に対する理解、郷土への愛着を深めるなどの教育的意義を有することから、積極的に取り組んでいる。

● 課 題 ●

学校給食費の限られた予算の中で推進するためには、実施主体ごとに安定した納入体制、低廉な価格、品質の安定などについて、給食関係者、生産者、流通関係者が協議する場を設定し、連携して取り組む必要がある。

● 施 策 ●

各種研修会等の機会を捉えて、地場産物を計画的、安定的に活用している先進事例を紹介するなどして、各調理場での納入体制を確立できるよう支援する。

● 施策の効果 ●

児童生徒が生産者等に関する理解を深め、食への感謝の念を育むことができる。

● 実 施 主 体 ●

保健体育課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	学校給食における県内産食材の使用割合（食材数ベース）
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	35.3%
目標（値）	地場産使用割合 35%以上

● 連 携 部 局 等 ●

農林水産部

アクションプラン3-11

豊かで安心・安全な食生活をおくる

● 現 状 ●

県民の食生活に安心安全な県産品を安定供給している。さらに、JA など生産者との連携強化をはかり、産直活動や地域食の紹介普及に取り組んでいる。

● 課 題 ●

将来を担う後継者不足の課題
 諸団体との連携・協力体制の強化
 伝統的な食文化や郷土食の紹介や普及のための活動が弱い

● 施 策 ●

地産地消の推進

● 施策の効果 ●

安心・安全な地場産品の消費を拡大する

● 実施主体 ●

茨城県生活協同組合連合会及び会員生協

● 指標の設定 ●

指標内容	地元茨城県の工場見学，地元生産者との学習会の開催
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	工場見学 42回 学習会 31回
目標（値）	工場施設見学会 70回以上 学習会・研修会 25回以上

アクションプラン3-12

いばらきの地魚取扱店認証制度の運用

● 現 状 ●

本県水産業は全国有数の生産量を誇っており、特にヒラメやスズキなどは「常磐もの」と呼ばれ水産関係者には高い評価を得ているが、一般消費者からは十分に認知されていない。

● 課 題 ●

地産地消を推進するため、県民に本県産水産物及びその提供先を周知する必要がある。

● 施 策 ●

本県水産物を買うことができる店舗や食べることができる店舗を認証することにより、県民に対して本県産水産物の入手手段を分かりやすく提示し、併せて本県産水産物の理解の促進と消費拡大を図る。

● 施策の効果 ●

いばらきの地魚取扱店認証制度が普及し、店舗が県民に認知されることにより、県民に本県産魚介類を提供できる機会が増加する。

● 実施主体 ●

漁政課

● 指標の設定 ●

指標内容	いばらきの地魚取扱店の認証店舗数の増加
単位年度	1年
平成23年度 現状(値)	143店舗
目標(値)	153店舗

● 連携部局等 ●

茨城沿海地区漁業協同組合連合会

アクションプラン3-13

茨城県特別栽培農産物（いばらきエコ農産物等）認証制度の推進

● 現 状 ●

県では、農林水産省が定めた「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づき、平成13年度から認証制度を実施している。また、平成20年度からは、特別栽培農産物に加えて環境に配慮した農業生産を行う農産物に対し、「いばらきエコ農産物」の認証を開始した。

いばらきエコ農産物（特別栽培農産物）として認証した農産物については、認証マークを貼付け、消費者へのPRを行っている。

● 課 題 ●

いばらきエコ農産物の認知度向上、イメージアップの取り組みの促進が必要である。

● 施 策 ●

- ・生産者に対し、いばらきエコ農産物の啓発普及し認証を拡大する。
- ・消費者へのPR活動を展開し、農産物の評価を高めることで、生産者の取り組みの拡大を図る。

● 施策の効果 ●

PR活動により、化学肥料と化学合成農薬を削減し、環境に配慮して生産された農産物「いばらきエコ農産物」について、消費者の理解を向上できる。

● 実 施 主 体 ●

エコ農業推進室

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	いばらきエコ農産物（特別栽培農産物）申請者数，認証面積
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	申請者数：2,375名 認証面積：2,984 ha
目標（値）	申請者数：3,000名 認証面積：6,000ha

● 連 携 部 局 等 ●

産地振興課，販売流通課

アクションプラン3-14

食品営業者へのHACCPシステムの導入普及

● 現 状 ●

食品関係営業施設の規模や製造品目に応じて、HACCPに係る承認等を得られるよう積極的に助言・指導を行っている。

○国の制度：総合衛生管理製造過程承認制度（食品衛生法第13条）

○県の制度：「いばらきハサップ」認証制度（平成19年度から）

ハサップ普及促進事業（平成11年度から、県食品衛生協会）

● 課 題 ●

- 1 食品関連事業者に対するHACCPシステム導入の支援
- 2 HACCPに係る認証制度の周知を図る必要がある。

● 施 策 ●

- 1 県民に対するHACCPシステムの優位性の周知
- 2 HACCP導入施設及び導入を予定している施設に対する支援
- 3 いばらきハサップ認証事業の推進
- 4 ハサップ普及促進事業の支援

● 施策の効果 ●

高度な衛生管理手法の普及を図り、食品の安全性を確保する。

● 実 施 主 体 ●

生活衛生課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	1 県民に対するHACCPシステムの優位性の周知 2 いばらきハサップ認証施設数
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 県民に対するHACCPシステムの優位性の周知 9,127人/年 2 いばらきハサップ認証施設数 2施設/年
目標（値）	1 県民に対するHACCPシステムの優位性の周知 15,000人/年 2 いばらきハサップ認証施設数 10施設/年

アクションプラン3-15

食中毒発生時等の試験検査体制の充実

● 現 状 ●

飲食に起因する健康被害（食中毒）又はその疑いのある事件の発生時には、事件を調査している保健所の求めに応じて、保健所検査課，衛生研究所，食肉衛生検査所がそれぞれ役割を分担し、迅速な試験検査を行っている。

また、植物性自然毒あるいは動物性自然毒に疑われる健康被害事例では、林業技術センターや水産試験場の協力を得て、鑑定を行っている。

● 課 題 ●

近年、病原微生物の検索として細菌及びウイルスの遺伝子型の検査を必要とする場合がある。また、クドアセプトンブクタータやザルコシスティスといった、寄生虫を原因とする食中毒事例も発生している。

今後、国から新たな検査法が示されてくることから、それらに備えた検査体制の整備が必要である。

● 施 策 ●

国から示される検査法に対応できるように、新たな検査機器等を県内2ヶ所に整備する。

● 施策の効果 ●

病原微生物等を迅速に検査できる体制を複数整備し、相互に補完しながら試験検査を確実に実施することにより、早期の原因究明が可能となり、食中毒の拡大防止と再発防止に資する。

● 実施主体 ●

各保健所，衛生研究所，各食肉衛生検査所

● 指標の設定 ●

指標内容	検査機器の整備（試験検査体制の整備）
単位年度	3年
平成23年度 現状（値）	ウイルス検査体制を強化するため、土浦保健所へリアルタイム PCR を整備（平成23年度）し、平成24年度から県内2ヶ所でのウイルス検査を開始している。
目標（値）	検査機器の整備（試験検査体制の整備）

● 連携部局等 ●

農林水産部

アクションプラン3-16

食の安全・安心のための連携体制

● 現 状 ●

食品による健康に重大な危害を及ぼす事態については、可能な限り未然に防ぐとともに、万が一発生した場合、県民の生命及び健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処する旨、茨城県食の安全・安心推進条例で規定されている。

● 課 題 ●

食品により健康に重大な影響を及ぼす事態に迅速かつ適切に対処するためには、部局を超え全庁的な連携を図るとともに、広く県民の意見を聞き対応していく必要がある。

● 施 策 ●

- 1 茨城県食の安全・安心対策連絡会議の開催
- 2 茨城県食の安全・安心委員会の開催
- 3 茨城県食の安全・安心対策連絡会議幹事会の開催

● 施策の効果 ●

連絡会議や食の安全・安心委員会の開催により、食品による健康に重大な影響を及ぼす事態に対し、全庁的な連携を図り、迅速かつ適切に対処することができる。

● 実 施 主 体 ●

生活衛生課

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	1 茨城県食の安全・安心対策連絡会議の開催 2 茨城県食の安全・安心委員会の開催 3 茨城県食の安全・安心対策連絡会議幹事会の開催（随時）
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	1 茨城県食の安全・安心対策連絡会議の開催 開催なし 2 茨城県食の安全・安心委員会の開催 2回/年 3 茨城県食の安全・安心対策連絡会議幹事会の開催 1回/年
目標（値）	1 茨城県食の安全・安心対策連絡会議の開催 2回/年以上 2 茨城県食の安全・安心委員会の開催 2回/年以上 3 茨城県食の安全・安心対策連絡会議幹事会の開催（随時）

● 連 携 部 局 等 ●

全庁

アクションプラン3-17

保健所における休日・夜間健康危機管理体制充実のための 食品安全緊急連絡電子メールネットワークの整備

● 現 状 ●

保健所における休日・夜間の緊急連絡体制（365日，24時間対応）は，平成20年12月1日までに各保健所の電話機音声応答装置で案内される緊急携帯電話により体制が整備され，食中毒，感染症その他の健康危機に対応している（平成20年11月27日付け茨城県保健福祉部長通知）。

また，食品安全緊急対応には，別に，厚生労働省・各都道府県・政令市，各保健所間で担当者個人の固定電話及び携帯電話の緊急連絡網が大きな役割を担っている。さらに，消費者庁を含めた新たな健康危機管理体制が求められている。

● 課 題 ●

食品安全緊急対応は，担当者個人の協力による携帯電話の連絡網が主体となっている。一方で，携帯電話は，自動車運転中などで通話ができない場合があり，複数の担当者に連絡する際，通話機能だけでは支障が生じている。

● 施 策 ●

食品安全緊急対応においては，さらに担当者の協力を得て携帯電話電子メールネットワークを整備し，複数担当者に対する着実な情報伝達システムを構築する。

● 施策の効果 ●

同時に複数の者に同一の情報を伝達することにより，迅速な対応が期待できる。

● 実 施 主 体 ●

各保健所

● 指 標 の 設 定 ●

指標内容	緊急情報の正確かつ迅速な伝達
単位年度	1年
平成23年度 現状（値）	緊急情報メール発信訓練時の1時間内返信率：82.3%
目標（値）	緊急情報メール発信訓練時の1時間内返信率：90%以上